

随時公募（先着順）申込説明書

一般競争入札による市有財産売却の公告を行ったものの、入札参加申込がなかった等、譲受者が決定しなかった物件について、一定の期間を定め、随時公募（先着順）により売却を行うものです。

この方法による売却は、各物件を媒介物件として、市の包括委託受託業者（以下「受託業者」という。）が取り扱っていることから、当該受託業者に対する媒介手数料の支払いが必要になります。

1 随時公募（先着順）売却物件

(1) 随時公募（先着順）売却物件（以下「物件」という。）は、浜松市ホームページに記載のとおりです。各物件により、随時公募期間が異なりますのでご注意ください。

(2) 物件の詳細は、受託業者へお問合せください。

【お問い合わせ先】

受託業者が決まり次第掲載します。

(3) 現地説明会は実施しませんので、物件調書の位置図等を参考に、必ず現地の状況確認を行ってください。なお、現地には看板表示がしてあります。

2 譲受申込資格

次に掲げる要件を満たす個人又は法人とします。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者であること。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。))及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しない者であること。

(4) 市税を滞納していない者であること。

(5) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員でないこと。

- (6) 過去に随時公募（先着順）による市有財産の譲受を申し込んだ者のうち、正当な理由がなく当該売買契約を締結せず又は履行しなかった者で、当該事実があった日から2年を経過しない者でないこと。

3 譲受申込の制限

申込みは2名以上の連名(共有)とすることも可能です。この場合には、申込者の方全員が譲受申込資格を備えていることが必要です。

4 譲受申込方法

譲受申込者は、「財産譲受申込書」(第1号様式)に必要事項を記入・押印のうえ、必要書類をそろえて受託業者に提出してください。

(1) 必要書類

申込みの際に必要な書類は次のとおりです。連名により申込みする場合は、申込人それぞれについて下記ウ～カの書類が必要となります。なお、提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。

ア 財産譲受申込書(第1号様式)

イ 利用計画書(第2号様式)

ウ 誓約書(第3号様式)

エ 個人の場合：申込者の住民票の写し(世帯全員のものも可)

法人の場合：登記事項証明書(現在事項全部証明書)

* 申込日前3か月以内に発行されたものに限りです。

* 住民票の写しは、個人番号の記載のないものを提出してください。

* 申込日前2年以内に市有財産の購入等のためにアセットマネジメント推進課に提出したことがある場合であって、その内容に変更がないときは、「提出書類の記載内容に係る誓約書」(第4号様式)を提出することにより、この書類の提出を省略することができます。

オ 身分証明書(本籍のある市区町村の発行する身分証明書)

* 取得方法は、直接各役所・役場にお問い合わせください。

* 法人及び外国人は提出不要です。

* 申込日前3か月以内に発行されたものに限りです。

* 申込日前2年以内に市有財産の購入等のためにアセットマネジメント推進課に提出したことがある場合であって、その内容に変更がないときは、「提出書類の記載内容に係る誓約書」(第4号様式)を提出することにより、この書類の提出を省略することができます。

カ 市税完納証明書

* 別紙1により申請窓口申請してください。詳細は財務部収納対策課(電話番号：053-457-2268)にお問い合わせください。

* 浜松市以外の市区町村にお住まいの方も、浜松市の市税完納証明書(浜松市からの課税がない場合は当該事実の証明)を取得し提出してください。

(2) 受付先

受託業者が決まり次第掲載します。

5 契約にあたって付す条件

契約にあたって付す条件は次のとおりです。

禁止用途	購入者は買受けた財産を ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所 ・ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならない。
------	---

6 譲受者の決定方法

浜松市が事前に定めた予定価格（非公表）以上の額をもって最も早く申込を行った方を、譲受者として決定します。（申込額が予定価格に達していないときは譲り受けできません。）

申込額は、「財産譲受申込書」（第1号様式）に記載された譲受申込金額をもって判断します。

7 売買契約の締結

- (1) 譲受の決定を受けた方には、売払決定通知等、契約に必要な書類をお渡しします。契約は、市が定める所定の様式により行うものとします（別紙2）。この契約書には、売買金額に応じた収入印紙を貼付する必要があります。
- (2) 譲受の決定を受けた方は、財産譲受申込に対する市からの売払決定通知を受理した日から原則7日以内（閉庁日を含む。）に、市が定める所定の様式により売買契約を締結するものとします。期限までに契約を締結しない場合、売払決定は効力を失います。
- (3) 契約の締結に当たり、契約保証金として売買代金（消費税額を含む。）の100分の10以上を納付していただく必要があります。ただし、下記8(2)のとおり、この契約保証金分を含め一括で代金決済をすることができます。

8 売買代金の支払い方法

売買代金の支払い方法には、次の2通りの方法があります。

- (1) 売買契約締結と同時に、契約保証金として売買代金（消費税額を含む。）の100分の10以上を納付し、その後、売買代金と契約保証金との差額を契約日から30日以内に市が発行する「納入通知書」により支払う方法。
- (2) 売買契約締結と同時に、市が発行する「納入通知書」により、売買代金全額（契約保証金を含む）を一括払いする方法。

* 売買代金の不払いその他の契約上の義務の不履行がある場合、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により浜松市に帰属することとなりますのでご注意ください。

* 地方自治法第234条の2第2項

普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金…(中略)…は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

9 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に物件の引渡しがあったものとします。引渡しは現状有姿にて行います。
- (2) 所有権移転登記は、物件の引渡し後、譲受者の請求により市が行います。
*市が行うのは所有権移転登記のみです。購入物件に抵当権等を設定したいときは、譲受者の責任と負担で設定してください。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、譲受者の負担となります。また、所有権移転登記に当たり、追加で証明書等の提出を依頼することがあります。
- (4) 所有権移転登記の完了を証する書類は、登記完了後に譲受者にお渡しします。

10 情報公開

入札及び落札に関する情報については、浜松市情報公開条例(平成 13 年浜松市条例第 32 号)、浜松市における物品の購入等に係る競争入札の公開に関する要領その他、民主的で開かれた市政の運営に必要であると認めるときは、個人情報等を除き公開することがあります。

11 媒介手数料

受託業者に対して、媒介手数料の支払いが必要となります。手数料の額は、受託業者にお問合せください。

12 取得後にかかる税金

所有権移転後の原因により生じた公租公課（不動産取得税、固定資産税等）は、譲受者の負担となります。

■ 申込・売買手順

1 譲受申込

各物件により、随時公募期間が異なりますのでご注意ください。

必要書類（随時公募（先着順）申込説明書 4(1)参照）

- ・市有財産売払一般競争入札参加申込書(第 1 号様式)
- ・利用計画書(第 2 号様式)
- ・誓約書(第 3 号様式)
- ・個人の場合：申込者の住民票の写し(世帯全員のものも可)
法人の場合：登記事項証明書(現在事項全部証明書)
- ・身分証明書(本籍のある市区町村の発行する身分証明書。法人・外国人は不要。)
- ・市税完納証明書

2 売払決定通知の受領

浜松市が事前に定めた予定価格（非公表）以上の額をもって最も早く申込を行った方を、譲受者として決定。（随時公募（先着順）申込説明書 6 参照）

*必要書類に不備がある場合、申込額が予定価格に達していない場合は譲り受けできません。

3 売買契約手続き

(1) 売買契約締結：上記 2 売払決定通知受領から原則 7 日以内

- ・随時公募（先着順）申込説明書 7 参照
- ・契約書は、市の所定の様式による。
- ・売買金額に応じた収入印紙が必要。
- ・契約保証金として、売買代金（消費税額を含む。）の 100 分の 10 以上の納付が必要（契約と同時に一括決済も可能）。

(2) 代金決済：上記 (1) 売買契約締結から 30 日以内

- ・随時公募（先着順）申込説明書 8 参照
- ・一括決済の場合は、上記(1)契約締結日と同日。

(3) 所有権移転登記申請：上記 (2) 代金決済後

- ・随時公募（先着順）申込説明書 9 参照
- ・登録免許税（収入印紙）を市に提出、市が所有権移転登記を申請

(4) 登記完了書類の受領：上記 (3) 登記申請後約 2~3 週間

4 媒介手数料の支払い

- ・随時公募（先着順）申込説明書 11 参照

(第1号様式)

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

住所・所在地
申込人
氏名・名称
(署名又は記名押印をしてください。)
(電話)

財産譲受申込書

次のとおり財産を譲り受けたいので申し込みます。

■譲受申込金額

譲受申込 金額	十億			百万			千			円
------------	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

注) 金額は1枠ごとに算用数字で記入し、金額の頭に¥をつけること。

注) 金額の訂正は行わないこと。

■譲受申込財産

- 1 土地(建物)の所在
- 2 地目及び地積(構造及び面積)
- 3 使用目的
- 4 その他

注) 記入には黒の万年筆又はボールペンを使用してください。

(第2号様式)

利用計画書

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

住 所
(所在地)

氏 名
(会社名及び代表者名)

次のとおり利用計画書を提出します。

利用計画				
	建築面積	m ²	建物着工予定日	
	延床面積	m ²	建物完了予定日	
建物概要	構 造		建 築 費	円
資金計画	自己資金内容			
	借入れ計画			
備考				

注) 申込時の利用計画で結構です。

注) 建物建築予定がないときは「建物概要」欄は空欄で結構です。

(第3号様式)

誓約書

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

私もしくは当法人及び当法人役員等は、浜松市暴力団排除条例第2条に規定する以下のすべてに該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団であること
- ② 暴力団員等であること
- ③ 暴力団員等と密接な関係を有する者であること
- ④ 上記②③のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体であること

上記の者でないことを確認するため、浜松市が必要な場合には、本様式に記載されたすべての者の個人情報を、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することについて同意します。

1 申込者（個人の場合） 氏名 _____
(署名又は記名押印をしてください)

(ふりがな) 氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所

2 申込者（法人の場合） 法人名 _____
代表者氏名 _____
(署名又は記名押印をしてください)

申込時点の役員

役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所
代表者				

※役員とは、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいいます。

※役員を全て記載してください。上記に書ききれないときは、別紙に記載しても構いません。

*過去 2 年間に書類をアセットマネジメント推進課に提出したことがある方

(第 4 号様式)

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

提出書類の記載内容に係る誓約書

申込日前 2 年以内に浜松市に対して提出した下記の証明書等について、記載内容が、全て現在の事実と相違ないことを誓約します。

上記について事実と相違があった場合は、契約保証金は浜松市に帰属することについて同意します。

記

- 住民票の写し
 - 法人登記事項証明書
 - 身分証明書（本籍地のある役所・役場の発行する身分証明書）
- ※ 該当する書類の□に「レ」点を記入

以上

(参加者) 住 所・所在地

氏 名・名 称
(法人名・代表者名)

(署名又は記名押印をしてください)

(別紙 1) (市有財産買受・借受申込申請用市税完納証明書)

証 明 願		
年 月 日		
(あて先) 浜松市長		
申 請 者	住所又は所在地 (商号又は名称) (代表者) 氏名 (署名又は記名押印をしてください)	
代 理 人	住 所 氏 名 (署名又は記名押印をしてください)	
市有財産の買受・借受申込申請のため、下記納税義務者が、30日前現在において納期限の到来している市税については、完納していることを証明願います。		
証明書を提出する課：		
記		
納 税 義 務 者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	

浜財税証第 号

記載上の注意事項

- 1 申 請 者 個人：自宅住所・氏名を署名又は記名押印。
法人：法人所在地・法人名称・代表者氏名を代表者が署名又は記名押印（法人名が入っている代表者印）。なお、代表者が申請する場合、代表者住所と法人所在地が異なる場合には代表者住所も併記する。
- 2 代 理 人 窓口に来られる方の住所、氏名を署名又は記名押印（スタンプ印不可）。
- 3 納税義務者 個人（個人事業主も含む）・・・自宅住所・氏名
法人・・・・・・・・・・・・所在地：本社の所在地
名称：本社の名称 ⇒ 株式会社などと略さないこと

証明書の交付申請窓口

浜松市役所収納対策課（元目分庁舎）、税務総務課（本庁舎）
北区及び天竜区税務グループ（区役所内）
各区役所区民生活課（中区、北区及び天竜区は除く）
協働センター（春野・佐久間・水窪・龍山に限る）
※ 受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時

証明手数料 1件 350円

※証明申請時には、窓口に来られた方の本人確認をいたします。免許書等顔の確認できる書類であれば1点、保険証など顔写真が入っていないものであれば2点をご持参願います。

※代理人が申請する場合

個人 申請者欄は申請者本人が署名又は記名押印してください。

法人 申請者欄は代表者が署名又は記名押印してください。

※<証明書交付の申請についての問い合わせ先> 浜松市役所収納対策課 TEL053-457-2268

3-5 (承認番号)

(別紙 2)

市有財産売買契約書 (案)

収入
印紙

売払人 浜松市 と買受人 **** は、次のとおり市有財産の売買契約を締結する。

(信義・誠実の義務)

第1条 売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は別紙「物件明細書」のとおりとする。

2 買受人は、本売買物件につき、別紙「特記事項」の事情が存在することを了承した上で
買い受けるものとする。

(売買代金の額)

第3条 売買代金は、金**万**円とする。

(契約保証金)

第4条 買受人は、この契約を締結しようとするときは、契約保証金（地方自治法施行令第
167条の16第1項）として、金**万**円を売払人に納付しなければならない。

2 第1項の契約保証金は、第19条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 売払人は、買受人が次条に規定する債務を履行したときは、第1項の契約保証金を売買
代金に充当するものとする。

5 売払人は、買受人が次条に規定する債務を履行しないときは、第1項の契約保証金を売
払人に帰属させることができる。

(代金の支払い)

第5条 買受人は、売買代金のうち前条第1項に規定する契約保証金を除いた金**万**
円を、売払人の発行する納入通知書により、令和**年**月**日までに売払人に支払
わなければならない。

(遅延損害金の徴収)

第6条 買受人は、売買代金を売払人の指定する納付期日までに支払わなかったときは、そ
の期日の翌日から完納の日までの日数に応じ、売買代金の額に年8.8パーセントの割合
を乗じて計算した金額に相当する額を、遅延損害金として売払人に支払うものとする。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金を完納したときに、売払人から買受人に移
転するものとする。

(売買物件の引渡し)

第8条 売買物件の引渡しは、前条の規定により本売買物件の所有権が移転したときに、引
渡し時の現状有姿にて行われたものとする。

(所有権移転登記の請求及び囑託)

第9条 買受人は、第7条の規定により本売買物件の所有権が移転した後、速やかに売払人に対して所有権の移転登記手続を請求するものとし、売払人は、その請求により当該登記を囑託して行うものとする。

2 買受人は、前項に規定する所有権の移転登記請求に際し、登録免許税相当額の収入印紙又は現金領収証書を売払人に提出しなければならない。

3 売払人は、所有権の移転登記完了後、速やかに買受人に対して登記識別情報通知を交付するものとし、買受人は当該通知と引き換えに受領書を売払人に提出するものとする。

(用途の制限)

第10条 買受人は、本売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならない。また、買受人は、本売買物件がこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は本売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 売払人は、前条に規定する用途の制限に反する利用等に関して、売払人が必要があると認めるときは、実地調査を行い、又は買受人に対して利用状況の報告を求め、若しくは関係資料の提出を求めることができるものとする。

2 買受人は、正当な理由なく前項に規定する実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは関係資料の提出を怠ってはならない。

(危険負担)

第12条 この契約の締結の時から本売買物件の引渡しの時までに、本売買物件が、双方の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損したときであっても、買受人は、その滅失又はき損を理由として、売払人に対し、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買受人は、代金の支払いを拒むことができない。

(契約不適合責任)

第13条 この契約の締結後、買受人は、売払人に対し、引渡しを受けた本売買物件について、契約の内容に適合しないこと（地中埋設物、地質、土壤汚染等を含むがこれらに限らない。）を理由とする履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

(催告による解除)

第14条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 買受人がこの契約に定める債務を履行しない場合において、売払人が相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないとき。

(2) 買受人がこの契約に違反した場合において、売払人が相当の期間を定めてその違反を是正するよう催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき。

(催告によらない解除)

第15条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、買受人に何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 買受人の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 買受人が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 買受人が債務の一部の履行が不能である場合又は買受人が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) 買受人又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 買受人(買受人が複数人であるときは、そのいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員その他売買契約を締結する権限を有する者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第16条 買受人は、前2条の規定によりこの契約を解除されたときは、第4条第1項に規定する契約保証金を違約金として売払人に帰属させるものとする。

- 2 前項の違約金は第19条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 売払人は、前2条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより買受人に損害が生じたときであっても、何ら賠償又は補償することを要しない。

(返還金等)

第17条 売払人は、第14条又は第15条に規定する解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金から第19条に規定する損害賠償金を控除した残額を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 前項本文に規定する場合であっても、売払人は、買受人が負担した契約に要した一切の費用を負担しない。
- 3 第1項本文に規定する場合であっても、売払人は、買受人が支払った違約金又は売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

(買受人の原状回復義務)

第18条 買受人は、売払人が第14条又は第15条の規定により解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに、本売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が原状に復することを要しないと認めるときは、この限りでない。

2 買受人は、前項の規定により本売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに、本売買物件の登記名義を売払人とする登記手続に応じなければならない。

(損害賠償)

第19条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないために売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として売払人に支払わなければならない。

(公租公課の費用)

第20条 売買物件に対する公租公課は、引渡し日の前日までの原因によるものは売払人が負担するものとし、引渡し日以後の原因によるものは買受人が負担するものとする。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に必要な印紙税及び登記に必要な登録免許税その他のこの契約の履行に要する費用は、すべて買受人の負担とする。

(暴力団の排除のための協力)

第22条 買受人は、この契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、売払人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(裁判管轄)

第23条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、本売買物件を管轄する地方裁判所をもって第一審の合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第24条 この契約に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、売払人と買受人とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その一通を保有する。

令和**年**月**日

(売出人) 浜松市中区元城町103番地の2
浜松市

代表者 浜松市長 鈴木 康友 ㊟

(買受人) (住所又は所在地)

(氏名又は名称) ㊟

(媒介業者) (住所又は所在地)

(氏名又は名称) ㊟

別紙「物件明細書」 【記載例】

1 所在

土地の所在・地番	地目	登記簿地積	実測地積	備考
浜松市**番**	宅地	**m ²	**m ²	全筆

2 法令に基づく制限

都市計画区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%

3 私道の負担等に関する事項

負担の有無	無し
-------	----

4 供給施設の状況

電気	引込可
上水道	前面道路配管有り（引込管無し）
下水道	前面道路配管有り（引込管無し）
都市ガス	なし

別紙「特記事項」 【記載例】

- 1 本売買物件の近隣土地所有者及びその所有権等を取得した第三者が、将来建築基準法等並びに管轄官庁の行政指導に適合する範囲内において建築物を建築することにより、日照・通風・眺望等環境が変化する場合があること。
- 2 本売買物件の周辺環境ならびに近隣関係は変化する場合があること。
- 3 本売買物件に付属する門・塀・地中埋設物等その他の付属物がある場合は、本売買物件引渡し時より買受人に帰属すること。
- 4 本売買物件は土壌調査を行っていないため、土壌汚染の存否については不明であること。
- 5 本売買物件は地中埋設物調査、地質調査、土壌汚染調査を行っていないため、それに伴い発生する費用は、すべて買受人の負担となること。
- 6 2019年*月*日の現地目視調査による越境については以下の通りであること。
 - (1) 本売買物件の樹木の枝葉が、本売買物件北側隣接地(地番:*番*)へ越境していること。
 - (2) 本売買物件北側、西側および中央上空を、電線が通過していること。また、本売買物件と各隣接地との境界確認が未了の箇所があるため、未了の箇所については、今後境界確認がなされた場合、上記の状況と相違が生じる場合があり、また新たに越境等が判明する場合があること。
- 7 2019年*月*日の現地目視調査によると、本売買物件土地内には、ゴミ、石、ガラ等の残置物があり、当該残置物撤去の際には、別途費用が生じること(買受人負担)。
- 8 2019年*月*日の現地目視調査によると、本売買物件土地内には側溝および排水管が埋設されているため撤去の際には、別途費用が生じること(買受人負担)。
- 9 本売買物件土地内に電柱が2本存在すること。